

## 大学院シラバスの指定科目単位認定申請手順【新制度用】

**2017年度～2019年度までのシラバス審査は、【新制度】と【旧制度】、どちらかでの申請が可能になります。**

**ただし、【新制度】と【旧制度】は、それぞれ、別々に申請して、別々に郵送してください。**

**申請用紙も【新制度用】と【旧制度用】で異なりますのでご注意ください。**

**なお、【新制度】での申請は、すべて新規になります。**

1) シラバスの指定科目単位認定申請は、授業担当教員から個別に提出されたものは受付できません。大学院研究科で取りまとめ、簡易書留または宅配便等により申請してください。

2) 送付先

〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-12 山口ビル8F

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

3) 申請書類について

申請書類は臨床発達心理士認定運営機構のページからデータをダウンロードしたものを、適宜お使いください。<http://www.jocdp.jp/kiko/license/05.html>

**様式1 「臨床発達心理士」大学院シラバス認定申請書：**

- ・ 必要箇所を記入（入力）してください。

**様式2 申請科目一覧表：**

- ・ 申請される科目を一覧表にまとめて記入（入力）します。記入内容、方法は以下の記入例を参考にしてください。
- ・ 申請科目は、様式2を使用します。
- ・ 申請書類「項目（科目内容基準）とシラバスの対応表」の授業内容欄に項目（科目内容基準）を含んでいると判断できない場合には、シラバスの修正及びシラバス認定のための書類の再提出をお願いすることがあります。
- ・ 指定科目の単位認定は、大学院での開講科目ごとに行われます。2つ以上の科目を合算して、認定を受けることはできません。2つ以上の科目の合算に関する申請ガイドの説明は個人の申請の場合であり、今回のシラバス指定科目認定申請には該当しませんので注意してください。
- ・ 申請科目一覧表に記載された内容がそのまま認定されますので、くれぐれも間違いのないように記入してください。提出前に、シラバスの内容と一致しているか、必ずご確認ください。
- ・ シラバスのコピーには、開講年度、科目名、担当者、単位数が記載されている必要があります。シラバスに記載がない場合は、それらを証明する書類を別途添付してください。
- ・ 書類の提出と合わせて、電子データ（Word）も提出していただきます。CD-ROMまたはUSBメモリを用いてください。なお、返却はいたしません。

様式2 新規申請科目一覧表記入例

	開講年度	科目	分野	講義名	担当者名	申請単位数
①	2017	基礎		○○○	A田A子	4
②	2017	専門性		×××	B山B男	4
③	2017	認知	基礎	◇◇◇	C川C美	2
④	2017	社会・情動	基礎	◎◎◎	D沢D代 E本E介	2
⑤	2017	言語	基礎	△△△	F木F恵	2
	2017	認知	基礎	△△△	F木F恵	2
⑥	2017	認知	基礎／支援	▼▼▼	G谷G郎	1/1

- ① 科目-基礎については、分野は記入なし。
- ② 科目-専門性については、分野は記入なし。
- ③ 科目-認知、社会・情動、言語については、基礎／支援のどちらであるかを記入。
- ④ 担当者名は担当する教員をすべて記入。
- ⑤ 同じ内容の開講科目（同一担当者・同一シラバス）で年度が異なる場合（これまでに単位認定済科目となっていない）は、年度ごとにそれぞれ書類を整え申請してください。
- ⑥ 1つの科目を複数の分野にまたがって申請する場合（▼▼▼という科目（2単位）を認知の基礎と支援に1単位ずつ分けて申請する場合）は、申請単位数を1/1と記入してください。

様式3～様式7 科目内容基準とシラバス内容の対応表：

- ・ 開講科目毎に作成してください。記載方法についての詳細は、「2017年度版臨床発達心理士認定申請ガイド【新制度用】」をご覧ください。
- ・ 科目内容基準が含まれる割合によって、申請できる単位数が決まりますので、項目の該当数および割合をよく確認してください。
- ・ 申請単位は、授業科目の単位数を超えることはできません。
- ・ シラバスに項目（科目内容基準）が明記されていない、またはその対応が不明瞭な場合（申請ガイドp.37の授業内容②に該当する場合）などは、項目（科目内容基準）の対応が明瞭になるよう授業内容を短くまとめて記した上で、授業担当教員の自筆署名・捺印をしてください。
- ・ 入力にあたって、シラバスの文言・授業内容の入力欄は、適宜調整してください。
- ・ 対応表のシラバスの文言に記載した箇所を、添付したシラバス上に明示してください（マーカーで記す等）。